

# 苫小牧市生活困窮者家計改善支援事業委託業務仕様書

## 1 目的

本事業は、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却し、生活が再生されることを目的とする。

委託する業務については、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、法第 3 条第 5 項に規定される生活困窮者家計改善支援事業（以下「本事業」という。）であることを踏まえ、適切と認められる団体に委託して実施する。

## 2 対象者

失業や多重・過剰債務等により生活に困窮する者であって、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と苫小牧市が認める者とする。

## 3 委託期間

平成 31 年 5 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

## 4 業務内容

生活困窮者からの家計に関する相談に応じ、専門的知識に基づき適切な情報を提供し、家計表等を作成し、相談者自身が家計の状況を理解し、前向きに家計管理に取り組めるよう支援するほか、相談者の債務について、法テラス等の多重債務相談窓口へ同行し、債務整理の援助を行い自立に向けた支援を行うこと。

受託者は次の事業を実施するものとする。実施に当たっては「家計相談支援事業の手引き」（平成 27 年 3 月 6 日付社援地発 0306 第 1 号厚生労働省援護局地域福祉課長通知別添 4）を参考とする。

- ① 支援対象者の家計に関する問題についての相談、必要な情報の提供及び助言、支出の節約に関する指導、その他家計に関する継続的な指導、及び生活に必要な資金の貸し付けに関する支援を行う。
- ② 法テラス等の多重債務相談窓口へ同行し、債務整理の援助を行う。
- ③ 自立相談支援機関、その他関係機関と連携する。

## 5 実施場所

〒053-8722

苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号 苫小牧市役所総合福祉課内

受託者は、上記の実施場所内に相談窓口を設置し、委託業務を実施する。

## 6 勤務時間等

第3項に定める委託期間内で、休日を除く、午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、苫小牧市と受託者の協議により業務実施日時等を別に定めることができる。

## 7 人員配置

- (1) 受託者は、本事業の趣旨を十分に理解し、苫小牧市と協議の上、委託料の範囲内で、事業実施に必要な人員を確保する。ただし、次に掲げる職員を常時配置すること。

家計改善支援員	1名
---------	----

- (2) 資格要件

本事業の実施については、家計改善支援員を配置することとする。この場合において、配置する家計改善支援員は、次の事項のいずれかに該当する者等、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であることを条件とする。

- ア 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- イ 社会福祉士の資格を有する者
- ウ 社会保険労務士の資格を有する者
- エ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- オ 前各号に掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者と市長が認める者

## 8 委託料の支払い

支払いは、別紙による期別支払いとし、業務が終了した月の翌月以降、別紙期別支払書に基づいて請求書を提出すること。

## 9 実施上の注意

- (1) 法令等の遵守

本事業の実施に当たり、契約書・仕様書・国の定める法令等に関する各種規定に基づいて行うものとし、関連する法令及び条例等を遵守すること。また本事業に携わる職員は、支援対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

- (3) 守秘義務

本事業を行うに当たって、事業実施に係る全ての関係者は、苫小牧市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。守秘義務及び目的外使用の禁止等を遵守し、業務が終了した後についても同様とすること。

なお、支援開始時点等において、支援内容の必要性から、関係機関との間で個人情報の共有、提供する必要があることを十分説明し、書面により同意を得ること。

#### 10 その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、速やかに苫小牧市と協議し、その指示を受けること。
- (2) 受託者は、事業実施上の瑕疵により、本事業の対象となる支援者その他の第三者等に損害が生じた場合には、その損害を賠償すること。
- (3) 受託者は、仕様書に明記がない場合であっても事業目的の遂行にあたり、必要を認められる業務は、苫小牧市と協議の上、誠実に履行するものとする。

期 別 支 払 書

業務名 平成31年度苫小牧市生活困窮者家計改善支援事業委託業務  
委託期間 平成31年5月1日～平成32年3月31日

第1期	平成31年5月～6月	円
第2期	平成31年7月～9月	円
第3期	平成31年10月～12月	円
第4期	平成32年1月～3月	円